

厚生労働省
環境省
経済産業省
告示第三号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき指定をした、次の優先評価化学物質の指定を取り消したので、公示する。

平成二十六年四月一日

厚生労働大臣 田村 憲久

経済産業大臣 茂木 敏充

環境大臣 石原 伸晃

通し番号 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定 前報整理番号
に基づき、優先評価化学物質として指定した化学物質の名称

30	<i>N, N</i> -ビス(2-ヒドロキシエチル)オレアミド	(2) - 814
		(2) - 827
		(2) - 2503
101	<i>N, N</i> -ジメチルドデシルアミン = <i>N</i> -オキシド	(2) - 198
104	1-ドデカノール	(2) - 217
121	2-[(3-ドデカンアミドプロパン-1-イル) (ジメチル) ア	(2) - 2707

ンモニオ] アセタート

(9) - 2027